

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 15

処 分 名	ふれあいセンター使用変更許可	
処 分 の 概 要	ふれあいセンターの使用の変更を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市人権啓発施策推進条例施行規則(平成15年規則第31号)	
条 項	10条	
所 管 課	人権・共生社会推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間	
標準処理期間	計	1週間
判断基準	<p>松山市人権啓発施策推進条例 第12条で許可を受けた事項を変更するとき。                  松山市人権啓発施策推進条例 第13条～15条、18条、19条による。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市人権啓発施策推進条例施行規則                  第10条 隣保館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という)が許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに松山市ふれあいセンター使用変更許可申請書(様式第2号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>松山市人権啓発施策推進条例 第13条～15条、18条、19条</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請受付



申請者に決定書を交付